



平成20年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 嘉 納 裕 躬
(コード番号7236 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 清 水 国 男
(TEL 03-3373-1101)

ストックオプションとしての新株予約権の発行内容等に関するお知らせ

平成20年6月26日開催の当社取締役会において、当社第106期定時株主総会において承認されました会社法第236条、238条及び239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の発行を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく、無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は割当日における諸条件をもとに、企業会計基準委員会が公表する「ストックオプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出いたします。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行数 414個 (新株予約権1個につき1,000株)

(2) 新株予約権の発行価格 無償とする

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 414,000株

(4) 新株予約権の割当日 平成20年6月30日

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ。)とする。ただし、当該金額が新株

- 予約権を発行する日の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- (6) 新株予約権の行使期間 平成22年7月1日から平成25年6月28日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。
② 新株予約権の相続は認めない。
③ その他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議にもとづき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
① 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする
- (9) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得の制限については、取締役会の承認を要する。
- (10) 割当対象者
当社取締役 5名 33個
当社従業員 154名 381個

【御参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成20年5月14日
(2) 定時株主総会の決議日 平成20年6月26日

以上